

熊谷市農業委員会
第12回総会議事録

令和7年7月28日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第12回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年7月28日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和7年7月28日(月)午後3時55分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	欠	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	欠	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	出	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	出	若山 美奈子
12	出	中島 正樹	26	欠	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。</p>
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
	(議長一任の声あり)
	<p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>5番 田中委員、</p> <p>6番 菊地委員 をお願いいたします。</p>
	<p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>(一時転用)</p>

議長	本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と申します。この度、市内の〇〇にて耕作放棄地を活用して新規に農業参入をしたいと考えています。当社は、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇などで耕作放棄地を活用した農業経営を行っており、主力作物は〇〇〇〇〇となっております。今回の〇〇の農地では、〇〇は無理と判断し〇を作付けしていく計画です。
議長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
関根委員	〇を植えるとのことだが、営農計画書を見ると〇〇なども書いてあるが。
申請人	これについては、他市の数字も入っているものになっているので〇〇〇も入っているものです。
関根委員	機械は他市と共有するのか。人についてはどうか。
申請人	機械は他市と共用します。人についても〇人で他市も含めて農作業を行います。
関根委員	機械は運搬するということになる。労働力にも絡むが〇人で〇〇〇〇〇〇など広範囲となるが間に合うのか。
申請人	〇〇〇〇で農繁期が重なることは少ないと考えており、〇人で回せると考えています。
関根委員	営農計画と書いてあることが違うが修正はするのか。
事務局	営農計画書の記載内容については熊谷市外の情報も含んでいるものとなっております。市内の農地では〇だけを栽培予定とのお考えと伺っています。
申請人	そのとおりです。
根岸委員	営農計画書が熊谷市の分が内数など分かりやすく書かれていないため、説明を聞かないと判断できない部分がある。全体の営農状況も市内の営農状況も双方の数字をわかりやすく表示してほしい。
石平委員	全体の規模感も大切で、その中で熊谷市の営農がどうなっているの

石平委員	かが分かるような営農計画書の様式にしてほしい。
議 長	<p>それでは、この件に関しましては事務局に検討させることとしたいと思いましたがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それではそのように取り計らいます。その他に質疑等ございますか。</p>
若山委員	<p>〇〇において、〇を専業でやっている農家はいない。耕作放棄地を再生してくれるのはありがたいが、〇をやってダメだったということもあり得るのではないかと思う。そうした時に別の作物を考えるのか等の考えをお伺いしたい。</p>
申請人	<p>〇〇〇〇〇の産地となっています。産地として〇〇が大きな違いがあるとは考えておりません。万が一、育たなかった場合は〇〇〇を考えています。</p>
森田委員	<p>事前の聞き取りで最終的には営農型太陽光発電をする予定になっていること及び小さな農地も買い取っていただけるという話も聞いている。</p>
議 長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>他に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 退室)</p> <p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
関根委員	<p>3条で農地を購入するのはいいことだが、太陽光が絡んでいるのは将来的に農業をやめて転用するということか。</p>
事務局	<p>本農地については、野立ての太陽光ではなく営農型を予定していると伺っています。青地のため野立ての太陽光は立てることはできません。よって、太陽光目的の転用はできません。</p>
塚田委員	<p>営農型太陽光は、下部の営農で8割の単収を上げる必要があると聞いている。〇だと太陽光発電施設とぶつかるようなことになり、それが達成できるのか。</p>

事務局	<p>栽培品種は〇〇〇という品種で上ではなく、横へ延びる品種とのことです。また、遮光率〇〇から〇〇パーセントでは大きな影響はない、との話でした。また、〇は太陽光パネルの間に植えて、枝がパネル下に伸びるといような形態となると伺っています。</p> <p>今後、5条一時転用により営農型太陽光の申請が出てくるとの聞き取りをしていますが、本日は、太陽光の話は絡まない3条のみの審査となります。今後、営農型の申請が出てきたときに太陽光の審議をお願いいたします。</p>
権田委員	<p>太陽光を切り離して、とあったが改めて農業粗収入について検討すると、単純計算で〇〇〇にしかならない。これで採算は合うのか。やはり、太陽光が目的ではないのか。</p>
事務局	<p>太陽光ありきの話ではなく、営農を主として行うと伺っています。本来の目的である営農の足しに売電収入を充てるとされています。</p>
森田委員	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の営農型太陽光の件は将来的な話であるが、今回取得を予定している荒廃農地は、面積の小さな農地も多く、集約の効果も見込まれるため、これが農地として活用されるのであれば、地域にとってはメリットがあると考えている。</p>
根岸委員	<p>先ほどから、営農型太陽光の話が多く出ているが本件は太陽光とは関係のない案件であり、そうしたことはきちんと切り分けて議論しなければならぬと考える。</p>
議 長	<p>ただいまの発言のとおり、色々と意見はあると思うが、3条の審議としての議論をお願いしたい。</p>
坂本委員	<p>農地の所在するところは荒廃農地となっており、所有する農家からは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と強い要望が出ている。</p>
事務局	<p>お考えはいろいろあると思うが、許可、不許可を決する際には、きちんと理由がないと、特に不利益な決定をする場合はその点を整理したうえで決する視点を持っていただければと考えます。</p>
議 長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号4について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

森田委員	話し合いではこうした形を容認する声が多く、きちんと営農していけると考えています。一つだけ確認したいのは○の収量はどのくらいとなっていますか。
事務局	○の収量については○○○○でおおよそ○○○○となっています。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号9から11までにつきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手多数)
	挙手多数です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。なお、議案番号9及び10は通常の許可日となりますが、議案番号11の○○○設定に関する許可につきましては、のちほど議案第5号で審議いたします賃借権による営農型太陽光の支柱部分等の一時転用と同日許可とすることが定められておりますので、本案の3条許可日については5条一時転用の許可日と同日となりますのであらかじめ御了承をお願いいたします。
	次に、議案番号1から3まで及び6から8までを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は1頁及び3頁、議案書資料については1頁及び2頁を御覧ください。議案第1号における議案番号1から3まで及び6から8までの6件について説明いたします。取引額、現地確認等は議案書資料に記載してあるとおりです。本案につきましては6件とも取得対象となる農地及び譲受人の経営する農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たしていると思込されます。説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にごございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いた

議 長

します。議案番号7及び8については、代理人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案番号7及び8について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号7及び8について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続きまして議案番号1から3まで及び6について審議をいたします。本案につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号1から3まで及び6について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。

ここで、時刻も3時近くとなっておりますので休憩を取りたいと思います。暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

休憩前に復し、議事を再開いたします。

それでは、議案第1号における議案番号12から15までについて上程し、事務局の説明を求めます。

西田委員	分とすることが妥当ではないかと思ます。
議 長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号12から15までにつきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の11頁と、議案書資料の8頁を御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、全2件、内訳は、「住宅敷地の拡張」です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は12頁から、議案書資料は9頁及び10頁を御覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、全</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>特にございませんでした。</p> <p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>なお、本案につきましては、先ほど説明のあったとおり、議案第1号で許可いたしました議案番号11と同日の許可日となりますので御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項(1)から(3)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>夏目会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【地域計画のブラッシュアップについて農業政策課より説明。以下、農業委員会事務局より説明等を行う。農地パトロールについて、その際利用するタブレットについて説明。アグリサポート事業を利用した農地の担い手への集約強化を依頼。生産緑地の取得斡旋について依頼。東部地区の地区担当委員の変更について周知。産業祭への参加について承認。8月21日、埼玉県農業会議主催の研修会の出欠を確認。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。</p>

田中職務代理

(閉会のあいさつ)

事務局次長

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
農地係長
主任

柏木 純一
佐藤 雅史
佐藤 茂幸
吉永 剛

令和7年7月28日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一 _____

署名委員 田 中 輝 久 _____

署名委員 菊 地 修 一 郎 _____